

## 燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘に関する水生生物保全に係る水域類型指定 について

### 1. 国が類型指定を行う水域について

環境基本法第十六条第二項第一号により『2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令<sup>\*1</sup>で定める水域』は国が類型指定を行うこととされている。

瀬戸内海において国が類型指定を行う水域は、大阪湾、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘である（図1に示される青色に着色され区切られた水域）。

\*1 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）

### 2. 想定される産卵場または幼稚子の生育場としての好適な水域について

大阪湾を除く瀬戸内海の検討対象水域（播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘）において、地理条件及び水質条件から主要魚介類の産卵場または幼稚子の生育場として好適な水域を区分すると、水域によっては非常に複雑な形状となることが想定される（図1）。

島が多数存在することにより、藻場（島の周囲に繁茂）が点在していることから小範囲の特別域が点在することになり得る。

水深30mまたは底質（泥）で区切った場合に、特別域が多数の飛び地になり得る。

### 3. 今後の類型指定検討の進め方について

以下、の好適な水域について、水域を細分して類型指定することは実際の水環境管理に混乱が生じるおそれがあるため、可能な範囲で一括して指定する<sup>\*2</sup>。

島しょ部で藻場が点在する場合

好適な浅場が地理条件で複雑な形状となる場合

\*2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第1次答申）（平成18年4月）に示される類型指定方針。

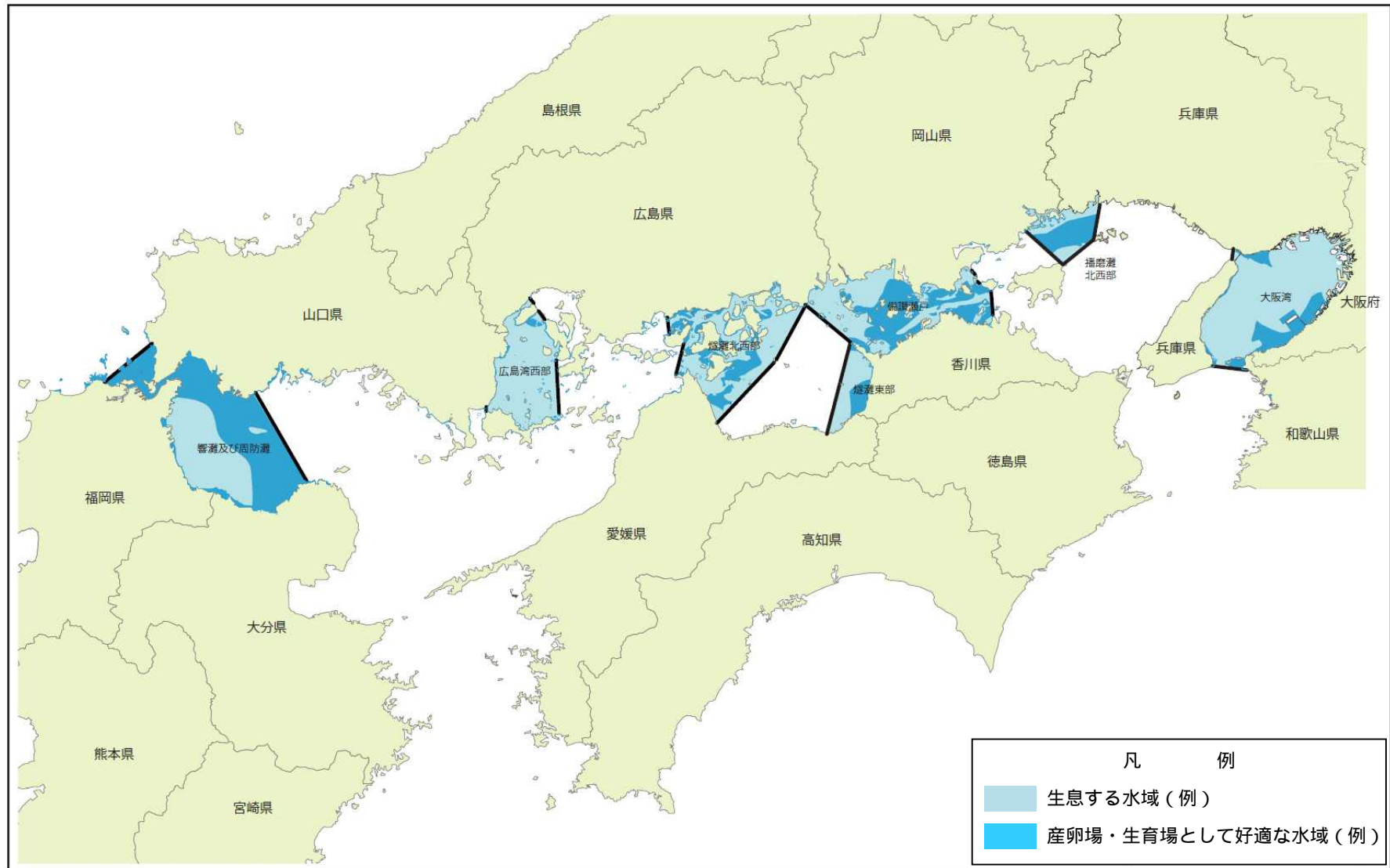


図1 瀬戸内海における主要な魚介類の生態特性、海域の地理条件・水質条件からみた好適な水域（産卵場・生育場）(例)